

国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第一 国立学校の授業料債権等に係る納入の告知の特例に関する政令（昭和三十二年政令第六十三号）、国立学校特別会計法施行令（昭和三十九年政令第一百十二号）及び国立学校設置法施行令（昭和五十九年政令第二百三十号）を廃止すること。

第二 国立大学法人法等の施行に伴い、次の関係政令について、所要の改正を行うこと。

- 一 船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）
- 二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）
- 三 国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）
- 四 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）
- 五 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）
- 六 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）
- 七 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）
- 八 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）

- 九 統計報告調整法施行令（昭和二十七年政令第三百九十六号）
- 十 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）
- 十一 学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）
- 十二 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十二号）
- 十三 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）
- 十四 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百二十三号）
- 十五 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令（昭和三十一年政令第百七号）
- 十六 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）
- 十七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）
- 十八 首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）
- 十九 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百一
百二号）
- 二十 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）

- 二十一 産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める政令（昭和三十三年政令第三百十五号）
- 二十二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）
- 二十三 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）
- 二十四 航空機工業振興法施行令（昭和三十五年政令第二百九十四号）
- 二十五 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二十五号）
- 二十六 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）
- 二十七 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）
- 二十八 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）
- 二十九 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）
- 三十 近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第五百五十九号）
- 三十一 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）

- 三十二 中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）
- 三十三 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）
- 三十四 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）
- 三十五 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）
- 三十六 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）
- 三十七 日本学術会議法施行令（昭和五十九年政令第六十号）
- 三十八 回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）
- 三十九 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）
- 四十 研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）
- 四十一 獣医療法施行令（平成四年政令第二百七十四号）
- 四十二 地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）
- 四十三 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）
- 四十四 産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）

四十五 独立行政法人の組織、運営及び管理に関する共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）

四十六 船舶のトン数の測度に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十二号）

四十七 年金資金運用基金法施行令（平成十三年政令第十九号）

四十八 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）

四十九 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）

五十 小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）

五十一 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第九十九号）

五十二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）

五十三 放送大学学園法施行令（平成十五年政令第三百六十五号）

五十四 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）

五十五 独立行政法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）

五十六 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）

五十七 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）

五十八 政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）

第三 附則

- 一 この政令は、平成十六年四月一日から施行するものとする。
- 二 所要の経過措置を規定するものとする。